**防災マニュアル こども共和国そらまめ**

地震、火災、風水害、その他の災害に対処するため、防災マニュアルを定めます。

・人命の保護を最優先します。

・施設を保護し、業務の早期復旧を図ります。

・余力がある場合には近隣住民や施設への協力に当たります。

1. **想定される災害および対策**
2. **地震**

大きな地震に見舞われた時は、施設が孤立する恐れがあります。導入路が土砂崩れ等で遮断され、人、モノの出入りができなくなることが想定されます。さらに、電気や水道、ガス等が使えなくなることや、被災により施設の建物が使えなくなることもあり得ます。そのような厳しい被災を前提に、対応を検討する必要があります。

⇒ 安全確保、避難誘導、避難場所の確保、寝具・食料・水・暖房等の確保

1. **火災（火事）**

施設内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火および避難の訓練が必要です。火災で施設が全面的に（または一部が）使えなくなった場合の対応も描いておく必要があります。

⇒ 現場確認、通報、避難誘導、初期消火

1. **台風・大雨（風水害）**

台風や集中豪雨で土砂崩れが発生し、交通が遮断されたり、敷地の一部が崩壊する等の被災が想定されます。まれに、それに伴う停電等に見舞われることもありえます。孤立した際の対応も描いておくことが重要です。

⇒ 土砂崩れ等の危険性の事前検討、安全な避難路の確保、食料等の確保等

1. **災害時における緊急の組織体制**

**１ 災害対策室**

* 1. **設置の状況**

災害対策室を、震度５強以上の地震、その他の大災害発生時に設置。

* 1. **設置場所**

キッズボンドＥＸグループ本部（キッズボンドＥＸ八街）

千葉県八街市八街い188-2 山田SGビル

* 1. **役割分担組織図**

|  |
| --- |
| 点検係  救護係  避難誘導係  情報連絡係  消火・安全係  副責任者  全体責任者 |

* 1. **役割分担の内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 役割 | 内容 |
| 全体責任者 | ・災害対策に関する全ての責任  ・各係への職員への配備指示 |
| 副責任者 | 全体責任者の補助および全体責任者不在時の代行 |
| 情報連絡係 | ・災害情報を一元収集  ・防災関係機関など外部との連絡 |
| 消火・安全係 | ・火災の予防  ・初期消火  ・安全確認 |
| 救護係 | ・けが人の応急手当  ・医療機関などへの救急搬送手配等 |
| 避難誘導係 | ・危険な箇所からの退避誘導  ・避難場所などへの誘導 |
| 点検係 | ・設備や機械、建物などの状況点検 |

**２ 緊急連絡網**

1. **緊急連絡網（利用児童、職員の安否確認・緊急動員）**

緊急連絡網を、普段から用意しておく。大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

1. 注意事項

① 災害が発生した時、速やかに指定された次の職員へ連絡。

② 連絡は簡潔に。長電話はさける。（定型文で迅速化を図る）

③ 連絡網指定の職員と連絡がとれないときは、その職員をとばして次の職員へ連絡。

④ 被災して怪我をしたり、被害をうけた職員に対し、必要なサポートを行う。

⑤ この緊急連絡網は、災害対策室からの情報伝達用連絡網としても使用する。

**３ 情報の収集と提供**

1. **収集方法等**

|  |  |
| --- | --- |
| 情報収集の項目 | * + 情報収集の方法・担当者 |
| 利用児童・職員の安否確認 | * + 利用児童一覧、緊急連絡網により電話確認 |
| 被害状況の把握と記録-1  （建物） | * + 事業所職員が収集   + 建物の被害調査を、建築業者に依頼 |
| 被害状況の把握と記録-2  （設備、物品等） | * + 事業所職員が収集   + 業者に被害調査を依頼 |
| ライフラインの被害状況  （水道、電気、ガス、電話 他） | * + 災害時における緊急の組織体制で定めた任務分担に従い、情報を収集 |
| 連絡-2（その他関係先） | * + 関係防災情報一覧表（次ページ）による |

1. **注意事項**
2. 職員の安否確認を行う。（建物内の職員、施設外出務中の職員）
3. けが人の有無（傷病程度も）を把握し、必要な応急措置を行う。
4. 収集した情報は、会議室の壁にまとめて張り出す等（誰にでも見られる状態に）して、

情報の一元管理を図る。

1. 災害対策用の職員の招集と、自宅待機職員の振り分けを行う。
2. 勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策室を立ち上げる。
3. **関係機関一覧表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機関 | 入手先名（機関名） | 電話番号 |
| 消防 | 富里市消防本部・消防署 | 0476-92-1311 |
| 警察 | 成田警察署 | 0476-27-0110 |
| 七栄交番 | 0476-93-0009 |
| 市 | 富里市役所　防災課 | 0476-93-1114 |
| 富里市役所　社会福祉課　障害福祉班 | 0476-93-2422 |

**４ 応急救護・初期消火・避難等**

1. **初期活動一覧表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **流れ** | **活動** | |
| 1. 初期対応 | 利用者を落ち着かせ、利用者をその場に待機させる。 | |
| 1. 自衛消防活動の開始 | 自衛消防隊長は自衛消防隊を組織し、自衛消防活動を開始する。   1. 自衛消防隊長は、消火担当に現場の確認、場合により初期消火に向かわせる。 2. 消火担当は消火器を持ち、現場の確認、場合により初期消火 | |
| 1. 被害状況の確認 | 初期消火 | |
| 1. 活動方針の決定 | 自衛消防隊長は避難に関する指示・命令の伝達、各担当の任命  通報連絡担当に指示を出し、 | |
| 1. 避難誘導   および  各担当活動 | 1. 通報連絡担当 | 1. 通報連絡担当より以下の内容を伝達する。   「職員の指示に従って落ち着いて避難してください。」   1. 消防機関への出動要請連絡 |
| 1. 避難誘導担当 | 1. 避難者に避難方向を知らせ、落ち着いて避難させる 2. あらかじめ定められた屋外避難場所に避難させる。 |
| 1. 応急救護担当 | 1. 救急用具を持ち、避難場所に救護所を設置する。 2. 負傷者の応急処置を行なう。 |
| 1. 安全防護 | 一度避難した者が、忘れ物等のため、再び入ることのないように注意する。 |
| 1. 自衛消防隊長への情報 | 1. 避難誘導担当は、逃げ遅れの有無を確認し、その情報を得たときは、直ちに自衛消防隊長へ報告する。 2. 訓練参加職員は避難完了後自衛消防隊長に報告する。 | |

1. **震発生時の心得**

**【 地震の心得１０カ条 】**

1. **まず身体の安全を図る**

地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下にもぐって身をかくし、しばらく様子を見ます。（窓ガラスからも離れる）

1. **揺れが止まってから、火の始末**

地震を感じたら、火の周辺には近づかず、揺れがおさまるのを待ってから、落ち着いて火の始末をします。（炎や熱湯による、やけどの発生を防ぐ）

1. **火が出たらまず消火**

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声をかけあい、皆で協力して初期消火に努めます。大地震で恐ろしいのは火災です。

1. **あわてて外に飛び出ない**

屋外は、屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など、危険がいっぱい。揺れがおさまったら、外の様子を見て、落ち着いて行動します。（外へ出るときは、ヘルメットや頭巾などをかぶって出ます）

1. **危険な場所には近寄るな**

危険な場所（狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など）にいるときは、急いで離れます。

1. **がけ崩れ、津波などに注意**

がけ崩れ、津波などの危険区域では、安全な場所にすみやかに避難します。

1. **正しい情報で行動**

テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動。デマに惑わされないよう注意します。

1. **人の集まる場所では、特に冷静な行動を**

あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。

1. **避難は徒歩で、持ち物は最小限に**

避難は徒歩で（車、自転車は使わない）。身軽に行動できるよう、荷物は必要最小限にとどめます。荷物は背負うなどして、両手を使えるように空けます。

1. **自動車は、左に寄せて停車**

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れず持ち出して、徒歩で避難します。

**「震災」：応急対策のポイント**

1. **安全確保**

強い揺れが起きたときは、机の下などで頭部を中心として身体を守ります。

職員は、自らの安全を確保すると同時に、利用児童に対する声かけなどにより安全を図ります。揺れが収まってきたら、皆の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

1. **利用児童の避難経路の確保**

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。

建物の倒壊の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用児童の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による２次災害が想定される児童の対応も、あらかじめ定めておきます。

火災が施設内外で発生した場合は、利用児童及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

1. **関係機関との連絡調整**

被害（利用児童、職員、施設・設備等）があった場合は、すみやかに医療機関、消防、市町村などに連絡します。

1. **保護者への連絡**

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

また、震災が発生し、業務継続が困難になった場合は、保護者に連絡の上、帰宅させます。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくため、定期的に引き渡し訓練を実施いたします。

1. **施設の再点検・補修等**

施設の早期復旧のため、建物を点検し、被災箇所、その状況を記録します。

**「風水害」：応急対策のポイント**

1. **安全確保**

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し、必要に応じて緊急避難場所に避難します。

集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、利用障害児に対する声かけなどにより安全を図ります。風雨が収まってきたら、利用児童及び職員の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで、可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

1. **利用児童の避難経路の確保**

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用児童の避難経路を確保します。

建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用児童の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による２次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきます。

1. **関係機関との連絡調整**

被害（利用児童、職員、施設・設備）があった場合は、被害（利用児童、職員、施設・設備等）があった場合は、すみやかに医療機関、消防、市町村などに連絡します。

1. **保護者への違絡**

利用児童の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

施設で風水害等が発生し、業務継続が困難になった場合は、保護者に連絡の上、帰宅させます。あらかじめ、保護者と帰宅方法を調整しておくため、定期的に引き渡し訓練を実施いたします。

1. **施設の再点検・補修等**

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所、その状況を記録します。